

投票所入場券

入場券は、1月15日(休)ごろに発送し、郵便でお届けします。
投票所入場券を紛失した場合でも選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中に高浜市以外の市町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができません。
また、指定病院などに入院などしている方は、その施設内で不在者投票ができません。投票日に間に合うよう、早めに請求し、投票してください。

▼高浜市以外の市区町村で投票する場合

- ・高浜市選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。
- ・どこで投票したいか伝えてください。
- ・交付された投票用紙などを持って、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

▼指定病院などで投票する場合

投票用紙などは病院長などを通じて請求することができ、投票は病院長などの管理する場所で行います。
※指定病院とは、県の選挙管理委員会が指定した病院・施設などです。

▼郵便などで投票する場合

身体に一定以上の障がいがある方のための制度で「郵便等投票証明書」の交付などあらかじめの手続きが必要です。
郵便などによる不在者投票ができる方は、〈別表〉のいずれかに該当する方です。
詳しくは選挙管理委員会へ問い合わせてください。

※代理記載制度

郵便などの不在者投票で本人が記載できない場合に、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用紙に記載する制度で、次の方が対象となります。
・身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている方
・戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている方

こんな投票は無効です！

- ・誰に投票したかわからないもの
- ・候補者の名前のほかに余分なことを書いたもの
- ・候補者以外の名前を書いたもの
- ・2人以上の候補者の名前を書いたもの

郵便などによる不在者投票の対象者

〈別表〉

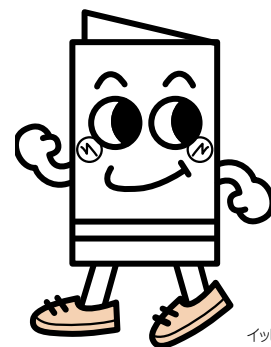
障がいの種類	交付手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹移動機能		1級または2級	特別項症から第2項症まで
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸		1級または3級	特別項症から第3項症まで
免疫の障がい		1級から3級	—
肝臓		1級から3級	特別項症から第3項症まで

介護保険	介護状態区分
要介護者	要介護5

「郵便等投票証明書」の有効期間

郵便などによる不在者投票の対象者	有効期間
身体障がいまたは戦傷病にかかる対象者	交付の日から7年
要介護者	交付の日から被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで

※郵便等投票証明書を持っている方は、有効期間を確認してください。



イッピョウくん

定められた投票用紙以外の用紙を使用して投票したものは無効です。